

市町村からの申請等に対する許認可等の基準・標準処理期間

(平成12年4月12日構造改革推進室決定)

法令名	地方自治法	根拠条項	第286条第1項
許認可等の内容	一部事務組合の組織、事務及び規約の変更に係る許可		
法令の定め	<p>一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。</p>		
許認可等の基準	<p>1 変更許可申請に至るまでの手続きが適法に行われていること。 2 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、事務の変更及び規約の変更が著しく不適當でないこと。</p>		
標準処理期間	<p>総期間 20日 (注：休日は含まない)</p> <p>経由機関 日 [機関名： ]</p> <p>協議機関 日 [機関名： ]</p> <p>処分機関 20日 [機関名：総合振興局及び振興局地域創生部地域政策課 ]</p>		
所管部課	総合政策部地域行政局市町村課 (行政係) (内線 23-528)		
備考	<p>・ 2以上の総合振興局及び振興局の所管区域にわたるものについては、総期間24日、経由機関4日(地域創生部地域政策課)、処分期間20日(総合政策部地域行政局市町村課)</p>		